

# XaaS Connection 個別規定

BBIX株式会社

## 第1章 総則

### 第1条（適用範囲）

1. BBIX株式会社(以下「当社」といいます。)は、このXaaS Connection個別規定(以下「本個別規定」といいます。)及び Open Connectivity eXchange利用規約に基づき、XaaS Connectionを提供します。XaaS Connectionのサービス内容の詳細は、別途当社が提供する「OCX ドキュメントサイト(<https://docs.ocx-cloud.net/docs/intro>)」に定めるとおりとします。
2. 本個別規定は、Open Connectivity eXchange利用規約に定める個別規定としてXaaS Connectionの利用条件を定めるものです。
3. 本個別規定とOpen Connectivity eXchange利用規約で相反する内容が発生した場合、本個別規定を優先するものとします。
4. 本個別規定に定めのない事項については、Open Connectivity eXchange利用規約に定める規定が適用されるものとします。

### 第2条（定義）

本個別規定において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。Open Connectivity eXchange利用規約に定める用語は同じ意味を有するものとします。

1. 「XaaS Connection利用者」とは、XaaS Connection利用契約を締結した者をいいます。
2. 「XaaS Connection SLA」とは、XaaS Connectionに求められる品質保証の水準と、その水準の未達時に当社がXaaS Connection利用者に対して行う返金などについて定めた合意のことをいいます。
3. 「XaaS Connection利用契約」とは、本個別規定に基づきXaaS Connection利用者と当社の間で成立するXaaS Connectionの利用に関する契約をいいます。

## 第2章 利用契約

### 第3条（利用契約の条件）

XaaS Connection利用契約の締結は、専用コントロールパネルの利用契約を締結していることが前提となります。

### 第4条（利用契約の単位）

当社は、1つのリソースごとに1つのXaaS Connection利用契約を締結します。なお、1リソースにつき接続できる接続先XaaSは1つとなり、接続先XaaSの変更は不可とします。

### 第5条（利用契約の成立）

1. XaaS Connection利用契約の申込は、予め本個別規定に同意の上、当社所定の方法により、当社に対して行うものとします。
2. XaaS Connection利用契約は、前項に従って行われた申込を当社が承諾した上で、その承諾をXaaS Connection利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上の表示を含む）により通知した日に成立するものとします。
3. XaaS Connection利用契約の成立以降、当該XaaS Connectionを利用できるものとします。

## 第3章 XaaS Connectionの提供

### 第6条 (XaaS Connectionの提供範囲)

1. 当社は、XaaS Connection利用者に対し、本個別規定の内容に従い、XaaS Connectionを提供するものとします。
2. XaaS ConnectionのSLAは、別紙に定める通りとします。
3. 接続先XaaSによって、提供機能および利用帯域が異なります。詳細は「OCX ドキュメントサイト」に定めるものとします。

### 第7条 (IPアドレス)

1. XaaS Connectionにおいて使用できるIPアドレスは、IPv4アドレスとします。
2. 当社は、XaaS Connection利用者に対し、XaaS Connectionに関して使用するIPアドレスを1つ指定するものとします。
3. XaaS Connection利用者は、当社所定の方法により、XaaS Connectionに関して使用するIPアドレスの追加(以下、追加したIPアドレスを「追加IPアドレス」という)および追加IPアドレスの削減の申込を行うことが出来ます。なお、追加IPアドレスも当社が指定するものとします。
4. 追加IPアドレスの追加および削減は、前項に従って行われた申込を当社が承諾した上で、その承諾をXaaS Connection利用者へ当社所定の方法(専用コントロールパネル上での表示を含む)により通知した日に有効となるものとします。
5. XaaS Connection利用者は、前3項に基づき当社が指定したIPアドレスおよび追加IPアドレスのみXaaS Connectionにおいて使用でき、それ以外のIPアドレスを使用してXaaS Connectionを利用することはできません。

### 第8条 (IPsecトンネルの設定)

1. XaaS Connection利用者は、当社所定の方法により、XaaS Connectionに関して使用するIPsecトンネル設定の申込を行うことが出来ます。
2. IPsecトンネルの設定は、前項に従って行われた申込を当社が承諾した上で、その承諾をXaaS Connection利用者へ当社所定の方法(専用コントロールパネル上での表示を含む)により通知した日に有効となるものとします。

## 第9条（利用帯域の制限）

1. 当社は、XaaS Connection利用者が申告した利用帯域を常に利用できることを保証しません。
2. 当社は、当社に起因する場合を除いて、いかなる理由によってもXaaS Connection利用者のトラフィックが利用帯域を超過または不足した事によってXaaS Connection利用者に発生する不利益等について責任を負わないものとします。
3. 当社は、XaaS Connectionの提供について著しい影響を与える恐れがある場合に、事前の通知を行うことなく直ちにXaaS Connection利用者のトラフィックを制限することができるものとします。

## 第10条（接続先XaaSの制限）

IPsecトンネルを設定するXaaS Connection利用者は、XaaS Connection利用契約に基づき当社が指定した接続先XaaS以外の宛先に対して、XaaS Connectionを通じて通信を行ってはならないものとします。当社は、XaaS Connection利用者のIPsecトンネル設定内容により当社が指定した接続先XaaS以外の宛先との通信が行われた場合であっても、その結果について一切の責任を負わないものとします。なお、当社は当該行為を確認した場合、XaaS Connectionの利用を一時停止し、又はXaaS Connection利用契約を終了することができるものとします。

## 第4章 利用料金

### 第11条（利用料金及び利用料金の計算方法）

1. XaaS Connectionの利用料金及び支払い条件は、当社が別途定めるとおりとします。
2. 前項の利用料金について、当社又は集金代行業者により、当社又は集金代行業者の定める方法にて請求を行います。
3. 利用料金は、XaaS Connection利用契約の申込を当社が承諾した日を課金開始日とします。なお、課金開始日が属する月の月額料金は、暦日数を用いて日割計算するものとします。
4. 利用料金は、毎月末日締めにて算出するものとします。
5. XaaS Connectionの利用料金の課金終了日は、XaaS Connection利用者から解約の申込を承諾した日とします。なお、課金終了日が属する月の月額料金は暦日数を用いて日割計算するものとします。
6. XaaS Connection利用契約がXaaS Connection利用者による解約以外の方法で終了した場合、XaaS Connectionの利用料金の課金終了日はXaaS Connection利用契約の終了日とし、課金終了日が属する月の月額料金は暦日数を用いて日割計算するものとします。
7. 追加IPアドレスの利用料金の課金開始日は、IPアドレス追加の申込ごとに、当社がその申込を承諾した日を課金開始日とします。なお、課金開始日が属する月の月額料金は、暦日数を用いて日割計算するものとします。
8. 追加IPアドレスの利用料金の課金終了日は、IPアドレス削減の申込ごとに、当社がその申込を承諾した日とします。なお、課金終了日が属する月の月額料金は暦日数を用いて日割計算するものとします。

## **第5章 XaaS Connection利用契約の終了**

### **第12条 (XaaS Connection利用者による解約)**

1. XaaS Connection利用契約の解約の申込は、予め本個別規定に同意の上、当社所定の方法により、当社に対して行うものとします。
2. XaaS Connection利用契約は、前項に従って行われたXaaS Connection利用者からの解約の申込を当社が承諾した上で、その承諾をXaaS Connection利用者へ当社所定の方(専用コントロールパネル上の表示を含む)により通知した日に終了するものとします。

### **第13条 (専用コントロールパネルの利用契約終了による終了)**

専用コントロールパネルの利用契約が終了した場合は、XaaS Connection利用契約は自動的に終了します。

### **第14条 (利用契約終了後の取扱い)**

XaaS Connection利用契約の終了時点で存在するXaaS Connection利用者の一切の債務については、XaaS Connection利用契約終了後においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。

# 別紙: XaaS Connection SLA (Service Level Agreement)

## 1. 定義・概略

当社はXaaS Connection利用者に対し、下記に定める通り、本サービスの稼働率・稼働時間等を保証するものとする。

尚、稼働率・稼働時間等の計測は、当社設備にて実施するものとする。

- 月間ネットワーク稼働率: 月間のネットワーク稼働率で下記数式により算出

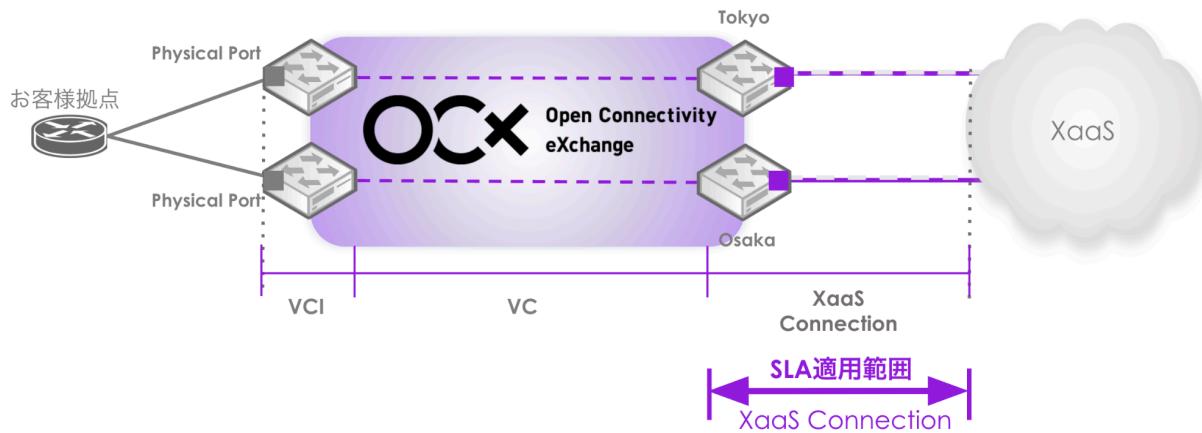
$$\text{月間ネットワーク稼働率(%)} = \frac{\text{月総時間} - \text{メンテナンス時間} - \text{累計故障時間}}{\text{月総時間} - \text{メンテナンス時間}} \times 100\%$$

- 月総時間: 月720時間(30日)
- 累計故障時間: 月間の故障時間
- メンテナンス時間: 月間のサービス断を伴うメンテナンス時間で  
緊急メンテナンス時を含む
- 故障回復時間: 故障発生時刻から故障回復時刻までの間
- 故障発生時刻: お客様から当社に故障申告した時刻  
ただし、当社が故障申告と判断した場合
- 故障回復時刻: 当社が故障回復を確認した時刻
- リソースメニュー: XaaS Connection

## 2. 適用範囲・対象構成

SLAの対象構成・適用範囲は下図の通りとする。本SLAでは、下図に記載のXaaS Connectionに関する適用範囲を定めるものとする。

尚、SLAの適用条件として、同じ接続先XaaSにおいて東阪冗長構成が取られていることを必須とする。



※ 接続仕様上、一部の接続先XaaSはSLAの対象外とする。対象外XaaSについては「OCX ドキュメントサイト」に定めるものとする。

## 3. サービスレベル

本サービスのSLA項目及びSLA値は下表の通り。

SLA項目	適用範囲	SLA値
月間ネットワーク稼働率	東阪冗長構成	99.99%以上
故障回復時間	東阪冗長構成	1時間以内

## 4. 収支

- 4.1 サービスレベルを満たせなかつた場合、お客様の返金請求に基づき返金手続きを行う。
- 4.2 お客様は故障日から起算して30日以内に返金請求を行う。30日以内に返金請求がなかつた場合は、お客様は返金請求を行うことができないものとする。
- 4.3 収金請求を受けた場合、調査を実施しお客様へ報告する。当社がSLA適用と認めた時は、SLA適用と認めた日の翌々月以降に返金する。
- 4.4 収金率は下表の通りとする。

SLA項目	適用範囲	返金率	
月間ネットワーク稼働率	東阪冗長構成	99.99%以上	当該月額費用の0%
		99.9%以上、99.99%未満	当該月額費用の5%
		99.0%以上、99.9%未満	当該月額費用の10%
		97.0%以上、99.0%未満	当該月額費用の25%
		97.0%未満	当該月額費用の50%
故障回復時間	東阪冗長構成	1時間未満	当該月額費用の0%
		1時間以上 2時間未満	当該月額費用の10%
		2時間以上 4時間未満	当該月額費用の20%
		4時間以上 6時間未満	当該月額費用の30%
		6時間以上 8時間未満	当該月額費用の40%
		8時間以上 72時間未満	当該月額費用の50%
		72時間以上	当該月額費用の100%

(2024年 9月26日 制定実施)

(2025年 2月 3日 改定実施)

(2025年 7月16日 改定実施)

(2025年 8月26日 改定実施)

(2025年11月27日改定実施)